

令和 6 年度 加古川市地域防災計画 主な修正内容

1 法改正や国・県の動きを受けた修正

① 安否不明者等の氏名等の公表

【参考資料 1】

令和 3 年 3 月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が内閣府（防災担当）から示されたこと、令和 3 年 4 月に改正個人情報保護法が施行されたことを受け、令和 5 年 10 月に兵庫県地域防災計画が修正されたことに伴い、安否不明者の氏名公表について必要な修正を行う。

② 災害ボランティアセンターの設置候補地の明確化

【参考資料 2】

国の防災基本計画が修正され、災害発生時における官民連携体制の強化を図るために災害ボランティアセンターの設置予定場所を明確化することが努力義務化されたことから、災害ボランティアセンターの設置候補地を掲載するなどの修正を行う。

③ 災害ケースマネジメントに関する取組推進

【参考資料 3】

被災者一人ひとりの自立・生活再建に必要な支援方針や支援の方向性に係る標準的な取組を示す「災害ケースマネジメント実施の手引き」令和 5 年 3 月 28 日に内閣府（防災担当）から公表されたことを踏まえ修正を行う。

2 関係機関の事務に係る修正

【参考資料 4】

神戸地方気象台に加古川市地域防災計画を確認いただいたうえで、修正の指南をいただいた部分について修正を行う。

上記のほか、地域防災計画に関係する機関がその分掌事務について行う防災体制の修正、数値等の時点修正及びその他の修正を行う。

3 災害協定等の新規締結（令和 5 年度）

① 災害時における飲料水等の供給に関する協定

相手方：株式会社コスモライフ

目 的：災害時に避難所等で必要となる飲料水の確保を図るため

② 災害時における施設使用及びボランティア支援に関する協定

相手方：社会福祉法人加古川市社会福祉協議会、兵庫大学・兵庫大学短期大学部

目 的：災害ボランティアセンターに関する、大学施設の使用及び学生ボランティア活動支援

- ③ 福祉避難所の指定に関する協定
相手方：兵庫大学・兵庫大学短期大学部
目的：福祉避難所に関する施設利用
- ④ 災害時における物資輸送等に関する協定書
相手方：福山通運株式会社加古川支店
目的：備蓄物資及び支援物資の輸送を円滑かつ効率的に進めるため。
- ⑤ 災害時における物資供給に関する協定書
相手方：NPO 法人コメリ災害対策センター
目的：災害時に応急対策業務や避難所等で必要となる物資の速やかな配備を図る。

令和 6 年度 加古川市水防計画 主な修正内容

【修正主旨】

関係機関が水防計画に係る項目の見直しを図ったため、内容を修正するもの。

【修正箇所】 ※詳細は参考資料 5 のとおり

- 1 第 5 章 水防要員の配置
要員数を一部改める。
- 2 第 6 章 警戒を要する箇所
ため池巡回点検により、健全度総合評価に見直しがあったため、一部の要監視ため池を削除する。
- 3 第 8 章 情報連絡及び水防通信
気象庁の記載内容に表現を合わせる。
- 4 付録の修正
時点修正や文言整理などを行う。

令和6年度 加古川市地域防災計画 主な修正内容

1 法改正や国・県の動きを受けた修正

① 安否不明者等の氏名等の公表に関する修正

※頁数は、令和5年度加古川市地域防災計画のもの

修正対象	項	現行	修正案	変更理由
風水害対策編	58 ～ 59	第3編 災害応急対策計画 第3章 被災者への情報伝達 第1節 (略) 第2節 問い合わせへの対応 1～5 (略) 6 安否情報 (1)～(3) (略) <u>(追加)</u>	第3編 災害応急対策計画 第3章 被災者への情報伝達 第1節 (略) 第2節 問い合わせへの対応 1～5 (略) 6 安否情報 (1)～(3) (略) <u>(4) 安否不明者等の氏名等の公表</u> <u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する。あわせて、県が、発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について、あらかじめ方針等を定めるにあたり、市は、県の当該公表方針等の策定に協力する。</u>	防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正
地震対策編	57 ～ 58	第3編 災害応急対策計画 第3章 被災者への情報伝達 第1節 (略) 第2節 問い合わせへの対応 1～5 (略) 6 安否情報 風水害対策編 (P58～59) と同様	第3編 災害応急対策計画 第3章 被災者への情報伝達 第1節 (略) 第2節 問い合わせへの対応 1～5 (略) 6 安否情報 風水害対策編と同様に修正	防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正

令和6年度 加古川市地域防災計画 主な修正内容

1 法改正や国・県の動きを受けた修正

② 災害ボランティアセンターの設置候補地の明確化

※頁数は、令和5年度加古川市地域防災計画のもの

修正対象	項	現行	修正案	変更理由
風水害対策編	68	<p>第3編 災害応急対策計画 第5章 市民、自主防災組織等の協力 第1節～第2節 (略) 第3節 ボランティアの受入れ</p> <p>大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲で長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合における災害ボランティアの派遣・受入れについて定める。</p> <p>1 災害ボランティアの受入体制</p> <p>(1) 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>援護部は、ボランティア活動の調整、受入体制の整備等を図る機関として、加古川市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請する。</p> <p><u>加古川市社会福祉協議会は、加古川市総合福祉会館内に災害ボランティアセンターを開設及び運営することでボランティア団体や個々のボランティアの総合調整を行う。</u></p> <p>なお、援護部は、災害対策本部と災害ボランティアセンターの連絡・調整のため、連絡員を災害ボランティアセンターの開設中、派遣する。</p> <p>(2) 災害ボランティアセンターの業務</p> <p>災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動拠点として次の業務を行う。</p> <p>① 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関すること。 ② 災害ボランティア活動に係る情報の収集及び提供に関すること。 ③ その他災害ボランティア活動の支援に関すること。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第5章 市民、自主防災組織等の協力 第1節～第2節 (略) 第3節 ボランティアの受入れ</p> <p>大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲で長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合における災害ボランティアの派遣・受入れについて定める。</p> <p>1 災害ボランティアの受入体制</p> <p>(1) 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>援護部は、ボランティア活動の調整、受入体制の整備等を図る機関として、加古川市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請し、<u>加古川市社会福祉協議会は、ボランティア団体や個々のボランティアの総合調整を行う。</u></p> <p><u>また、災害ボランティアセンターの設置場所は加古川市総合福祉会館とし、代替施設及びサテライト施設を、「災害時における施設使用及びボランティア支援に関する協定」に基づき、兵庫大学・兵庫大学短期大学部に設置する。</u></p> <p>なお、援護部は、災害対策本部と災害ボランティアセンターの連絡・調整のため、連絡員を災害ボランティアセンターの開設中、派遣する。</p> <p>(2) 災害ボランティアセンターの業務</p> <p>災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動拠点として次の業務を行う。</p> <p>① 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関すること。 ② 災害ボランティア活動に係る情報の収集及び提供に関すること。 ③ その他災害ボランティア活動の支援に関すること。</p>	<p>防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正</p>
地震対策編	67	<p>第3編 災害応急対策計画 第5章 市民、自主防災組織等の協力 第1節～第2節 (略) 第3節 ボランティアの受入れ</p> <p>1 災害ボランティアの受入体制</p> <p><u>風水害対策編 (P68) と同様</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第5章 市民、自主防災組織等の協力 第1節～第2節 (略) 第3節 ボランティアの受入れ</p> <p>1 災害ボランティアの受入体制</p> <p><u>風水害対策編 (P68) と同様に修正</u></p>	<p>防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正</p>

令和6年度 加古川市地域防災計画 主な修正内容

1 法改正や国・県の動きを受けた修正

③ 災害ケースマネジメントに関する取組推進

※頁数は、令和5年度加古川市地域防災計画のもの

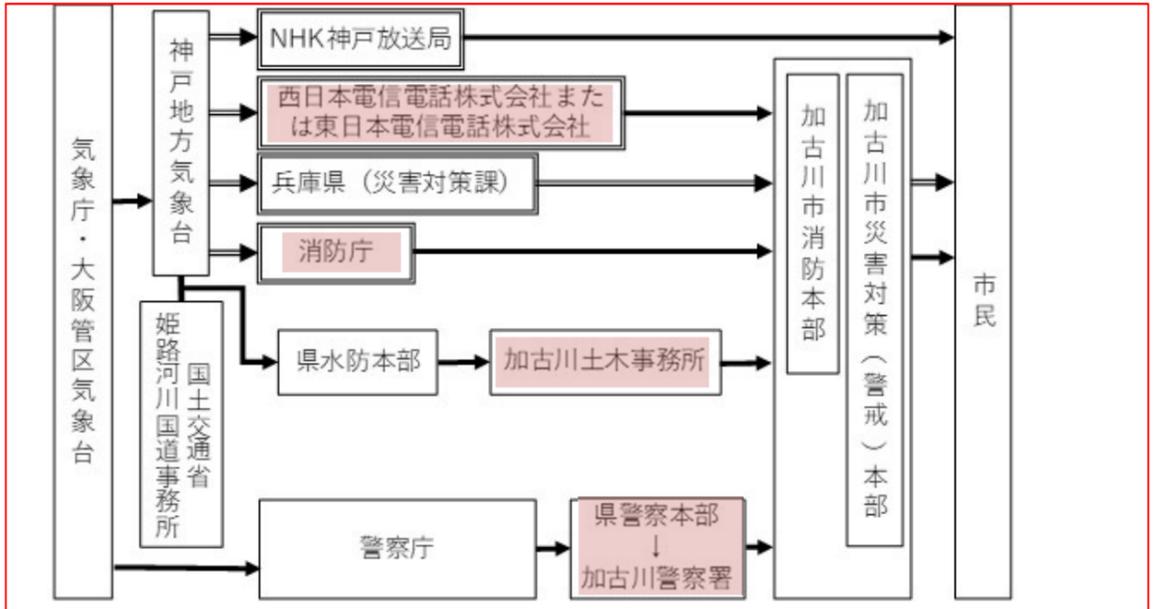
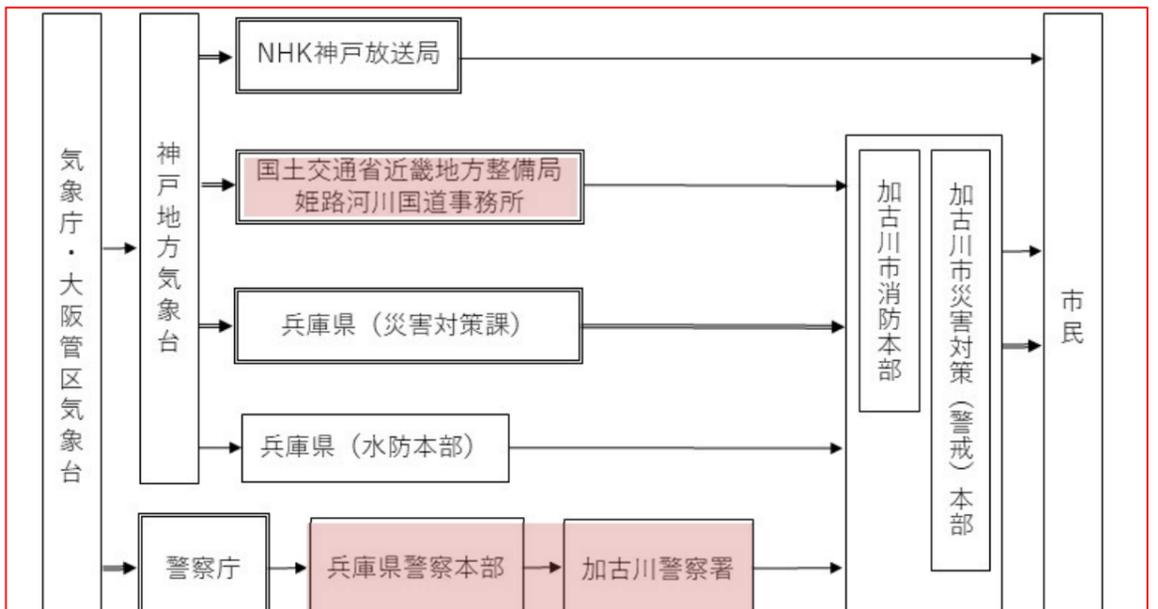
修正対象	項	現行	修正案	変更理由
風水害対策編	113	<p>第4編 災害復旧計画 第1章 被災者の支援 第1節～第3節 (略) 第4節 税の減免その他の支援</p> <p>1 税の減免等 災害対策基本法第85条の規定により、被災者は、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、市民税、所得税等の公的徴収金の減免措置を受けることができる。</p> <p>2 自立支援 被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置する。また、市外へ避難している被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。</p> <p>3 被災者生活再建支援制度 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。</p> <p>4 住宅再建共済制度 兵庫県が実施する相互扶助の制度である住宅再建共済制度について、給付金の支給に関する申請内容等の相談に応じるとともにその周知を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第4編 災害復旧計画 第1章 被災者の支援 第1節～第3節 (略) 第4節 税の減免その他の支援</p> <p>1 税の減免等 災害対策基本法第85条の規定により、被災者は、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、市民税、所得税等の公的徴収金の減免措置を受けることができる。</p> <p>2 自立支援 被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置する。また、市外へ避難している被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。</p> <p>3 被災者生活再建支援制度 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。</p> <p>4 住宅再建共済制度 兵庫県が実施する相互扶助の制度である住宅再建共済制度について、給付金の支給に関する申請内容等の相談に応じるとともにその周知を図る。</p> <p><u>5 その他</u> <u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正</p>
地震対策編	110	<p>第4編 災害復旧計画 第1章 被災者の支援 第1節～第3節 (略) 第4節 税の減免その他の支援</p> <p><u>風水害対策編(P113)と同様</u></p>	<p>第4編 災害復旧計画 第1章 被災者の支援 第1節～第3節 (略) 第4節 税の減免その他の支援</p> <p><u>風水害対策編(P113)と同様に修正</u></p>	<p>防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に伴う修正</p>

令和6年度 加古川市地域防災計画 主な修正内容

2 関係機関の事務にかかる修正

④ 神戸地方気象台による修正

※頁数は、令和5年度加古川市地域防災計画のもの

修正対象	項	現行	修正案	変更理由
風水害対策編 36 ～ 47		<p>第1章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・連絡 I 気象予警報等の収集・連絡 1 気象予警報等の収集・連絡 気象情報等伝達系統図</p>  <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路</p> <p>2 収集・連絡する情報の種類 (1)～(2) (略)</p>	<p>第1章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・連絡 I 気象予警報等の収集・連絡 1 気象予警報等の収集・連絡 気象情報等伝達系統図</p>  <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>2 収集・連絡する情報の種類 (1)～(2) (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

令和 6 年度 加古川市地域防災計画 主な修正内容

風水害対策編	36 ～ 47	(3) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等		(3) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等		関係機関からの意見に基づく修正
		キキクル等の種類と概要		キキクル等の種類と概要		
		種類	概要	種類	概要	
		土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布) ※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒) : 命に危険が及ぶ土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫) : 危険な場所から <u>の避難が必要</u> とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤) : 高齢者等は危険な場所から <u>の避難が必要</u> とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。	土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布) ※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒) : 命に危険が及ぶ土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で、 <u>直ちに身の安全を確保する必要があるとされる</u> 警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫) : 危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤) : 高齢者等は危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。	
		浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>(追加)</u>	浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」(黒) : 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。</u> <u>・「危険」(紫) : 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。</u> <u>・「警戒」(赤) : 高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。</u> <u>・「注意」(黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</u>	
		洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒) : 重大な洪水災害が切迫しているか、すでに発生	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒) : 重大な洪水災害が切迫しているか、すでに発生	

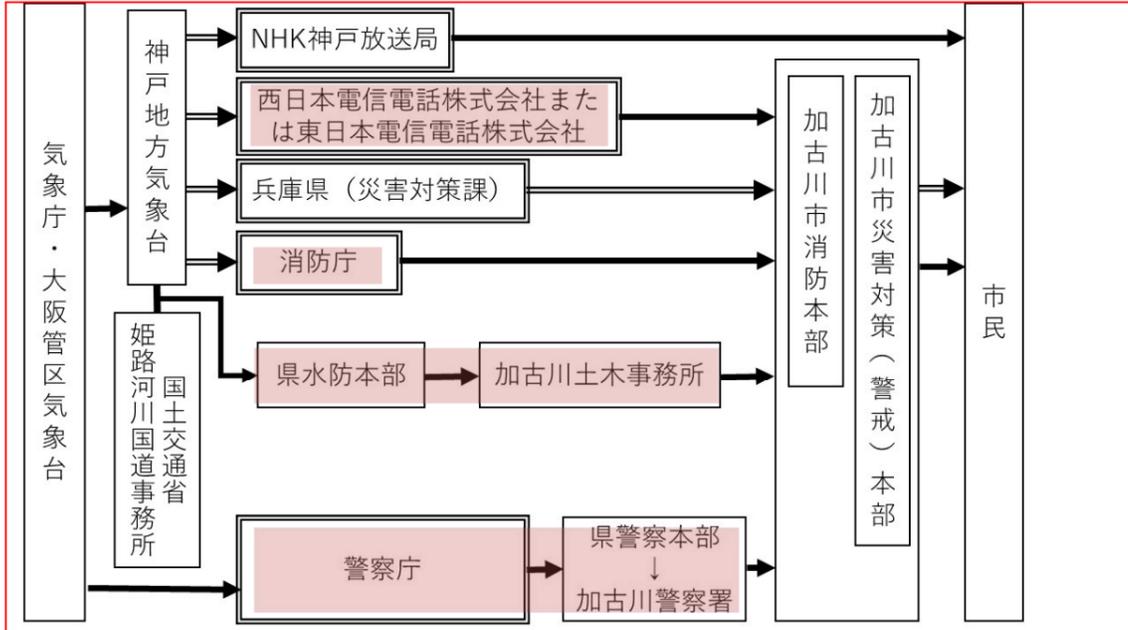
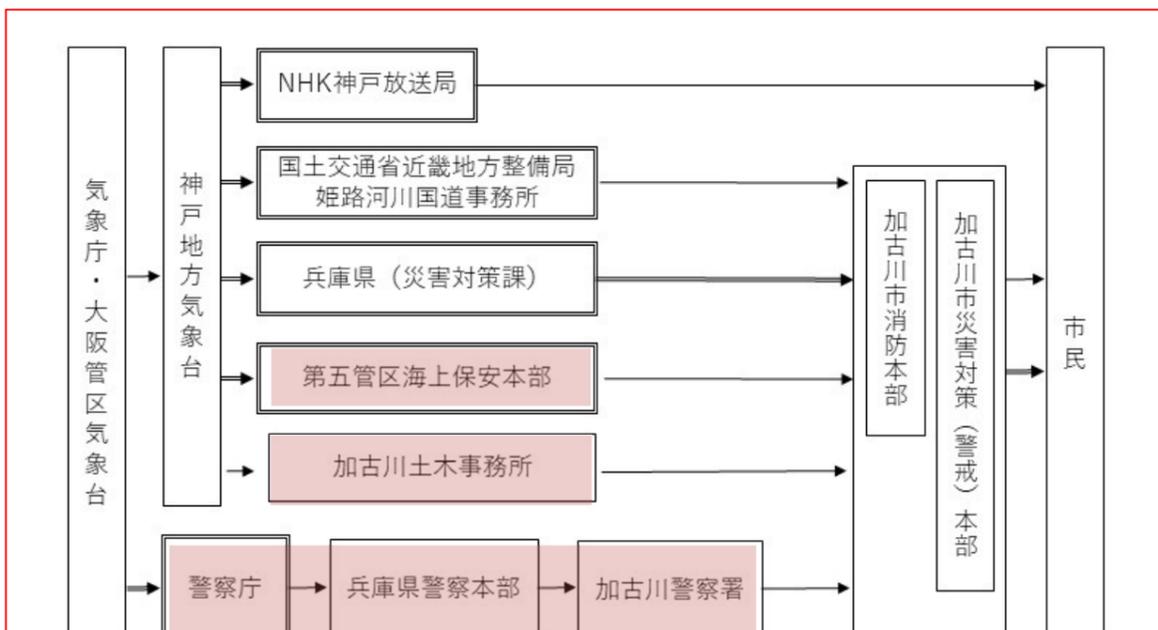
令和6年度 加古川市地域防災計画 主な修正内容

風水害対策編	36 ～ 47	<p>している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険」(紫)：危険な場所から<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p>している可能性が高い状況で、<u>直ちに身の安全を確保する必要があるとされる</u>警戒レベル5に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険」(紫)：危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	関係機関からの意見に基づく修正																
		<p>流域雨量指数の予測値</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</p> <p>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	<p>流域雨量指数の予測値</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</p> <p>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>																	
		<p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>火災警報</u></p> <p>神戸地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき、知事に対して通報を行う。</p> <p>市長は、知事から通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。</p> <p>(10) 河川情報等</p> <p>① 指定河川の洪水予報</p> <p>加古川は洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあると認められるときに、「指定河川洪水予報」を国土交通省姫路河川国道事務所と神戸地方気象台が共同で発表する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>火災気象通報</u></p> <p>神戸地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき、<u>県</u>知事に対して通報を行う。</p> <p>市長は、<u>県</u>知事から通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる（<u>火災警報</u>）。</p> <p>(10) 河川情報等</p> <p>① 指定河川の洪水予報</p> <p>加古川は洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあると認められるときに、「指定河川洪水予報」を国土交通省姫路河川国道事務所と神戸地方気象台が共同で発表する。</p> <p><u>また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報として発表する。</u></p>																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある<u>ことを示す</u>警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある <u>ことを示す</u> 警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある<u>とされる</u>警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある <u>とされる</u> 警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状	
種類	標題	概要																		
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある <u>ことを示す</u> 警戒レベル5に相当。																		
	氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状																		
種類	標題	概要																		
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある <u>とされる</u> 警戒レベル5に相当。																		
	氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状																		

令和 6 年度 加古川市地域防災計画 主な修正内容

風水害対策編	36 ～ 47			<p>態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 <u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。</p>			<p>態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 <u>危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。</p>	関係機関からの意見に基づく修正
		氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等<u>の避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。</p>	氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等<u>が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。</p>			
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	洪水注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>			
		②～③ (略)			②～③ (略)			
		(11) 基準地点及び基準水位			(11) 基準地点及び基準水位			
		① 洪水予報指定河川	単位 m			① 洪水予報指定河川	単位 m	
河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	<u>計画高水位</u>	氾濫開始相当水位 (参考値)	
加古川	板波	2.00	3.50	4.20	5.00	6.10	—	
	国包	1.50	2.50	4.30	4.70	6.76	(7.64)	
		②～③ (略)			②～③ (略)			
河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	<u>氾濫する可能性のある水位</u>	氾濫開始相当水位 (参考値)	
加古川	板波	2.00	3.50	4.20	5.00	6.10	—	
	国包	1.50	2.50	4.30	4.70	6.76	(7.64)	
		②～③ (略)			②～③ (略)			

令和6年度 加古川市地域防災計画 主な修正内容

<p>地震対策編 38 ～ 47</p>	<p>第1章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・連絡 I 地震情報等の収集・連絡 1 情報の収集・連絡系統 津波警報等伝達系統図</p>  <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路</p> <p>(1) 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（*））に対し緊急地震速報（警報）を発表する。</p>	<p>第1章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・連絡 I 地震情報等の収集・連絡 1 情報の収集・連絡系統 津波警報等伝達系統図</p>  <p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>(1) 気象庁は、最大震度5弱以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>の揺れが予想された場合に、震度4以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（*））に対し緊急地震速報（警報）を発表する。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
----------------------------------	---	--	------------------------

令和6年度水防計画 新旧対照表

項	現行	修正案	変更理由																																																																																																								
7	<p>【修正箇所1】 第5章 水防要員の配置 2 消防団活動隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>長</th> <th>要員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防団長付</td> <td>2</td> <td>20</td> <td>代表副団長、女性分団長 要員（女性分団員 15名、企業連携消防団員 5名）</td> </tr> <tr> <td>活動隊長</td> <td>4</td> <td></td> <td>副団長</td> </tr> <tr> <td>地区隊長</td> <td>18</td> <td></td> <td>分団長</td> </tr> <tr> <td>地区副隊長</td> <td>54</td> <td></td> <td>副分団長</td> </tr> <tr> <td>分隊長</td> <td>36</td> <td></td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>庶務班</td> <td>54</td> <td></td> <td>班長は各地区 3名</td> </tr> <tr> <td>情報連絡班</td> <td>72</td> <td></td> <td>班長は各地区 4名</td> </tr> <tr> <td>監視班</td> <td>72</td> <td></td> <td>班長は各地区 4名</td> </tr> <tr> <td>機動班</td> <td>72</td> <td></td> <td>班長は各地区 4名</td> </tr> <tr> <td>隊員</td> <td></td> <td>717</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>385</td> <td>737</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		長	要員	備考	消防団長	1			消防団長付	2	20	代表副団長、女性分団長 要員（女性分団員 15名、企業連携消防団員 5名）	活動隊長	4		副団長	地区隊長	18		分団長	地区副隊長	54		副分団長	分隊長	36		部長	庶務班	54		班長は各地区 3名	情報連絡班	72		班長は各地区 4名	監視班	72		班長は各地区 4名	機動班	72		班長は各地区 4名	隊員		717		計	385	737		<p>【修正箇所1】 第5章 水防要員の配置 2 消防団活動隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>長</th> <th>要員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防団長付</td> <td>2</td> <td>21</td> <td>代表副団長、女性分団長 要員（女性分団員 16名、企業連携消防団員 5名）</td> </tr> <tr> <td>活動隊長</td> <td>4</td> <td></td> <td>副団長</td> </tr> <tr> <td>地区隊長</td> <td>18</td> <td></td> <td>分団長</td> </tr> <tr> <td>地区副隊長</td> <td>54</td> <td></td> <td>副分団長</td> </tr> <tr> <td>分隊長</td> <td>36</td> <td></td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>庶務班</td> <td>54</td> <td></td> <td>班長は各地区 3名</td> </tr> <tr> <td>情報連絡班</td> <td>72</td> <td></td> <td>班長は各地区 4名</td> </tr> <tr> <td>監視班</td> <td>72</td> <td></td> <td>班長は各地区 4名</td> </tr> <tr> <td>機動班</td> <td>72</td> <td></td> <td>班長は各地区 4名</td> </tr> <tr> <td>隊員</td> <td></td> <td>717</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>385</td> <td>738</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		長	要員	備考	消防団長	1			消防団長付	2	21	代表副団長、女性分団長 要員（女性分団員 16名、企業連携消防団員 5名）	活動隊長	4		副団長	地区隊長	18		分団長	地区副隊長	54		副分団長	分隊長	36		部長	庶務班	54		班長は各地区 3名	情報連絡班	72		班長は各地区 4名	監視班	72		班長は各地区 4名	機動班	72		班長は各地区 4名	隊員		717		計	385	738		<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
	長	要員	備考																																																																																																								
消防団長	1																																																																																																										
消防団長付	2	20	代表副団長、女性分団長 要員（女性分団員 15名、企業連携消防団員 5名）																																																																																																								
活動隊長	4		副団長																																																																																																								
地区隊長	18		分団長																																																																																																								
地区副隊長	54		副分団長																																																																																																								
分隊長	36		部長																																																																																																								
庶務班	54		班長は各地区 3名																																																																																																								
情報連絡班	72		班長は各地区 4名																																																																																																								
監視班	72		班長は各地区 4名																																																																																																								
機動班	72		班長は各地区 4名																																																																																																								
隊員		717																																																																																																									
計	385	737																																																																																																									
	長	要員	備考																																																																																																								
消防団長	1																																																																																																										
消防団長付	2	21	代表副団長、女性分団長 要員（女性分団員 16名、企業連携消防団員 5名）																																																																																																								
活動隊長	4		副団長																																																																																																								
地区隊長	18		分団長																																																																																																								
地区副隊長	54		副分団長																																																																																																								
分隊長	36		部長																																																																																																								
庶務班	54		班長は各地区 3名																																																																																																								
情報連絡班	72		班長は各地区 4名																																																																																																								
監視班	72		班長は各地区 4名																																																																																																								
機動班	72		班長は各地区 4名																																																																																																								
隊員		717																																																																																																									
計	385	738																																																																																																									
10 ～ 11	<p>【修正箇所2】 第6章 警戒を要する箇所 1 河川海岸（略） 2 要監視ため池</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水防地区名</th> <th rowspan="2">ため池名</th> <th colspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">堤高 m</th> <th rowspan="2">堤長 m</th> <th rowspan="2">貯水量 m³</th> </tr> <tr> <th>町</th> <th>字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第4水防地区</td> <td>布池</td> <td>神野町</td> <td>神野</td> <td>5.1</td> <td>333</td> <td>82,000</td> </tr> <tr> <td>万才池</td> <td>神野町</td> <td>石守</td> <td>6.5</td> <td>900</td> <td>118,000</td> </tr> <tr> <td>野々池</td> <td>神野町</td> <td>西条</td> <td>4.0</td> <td>400</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>第4水防地区</td> <td>伝平池</td> <td>神野町</td> <td>石守</td> <td>3.2</td> <td>50</td> <td>8,000</td> </tr> </tbody> </table>	水防地区名	ため池名	所在地		堤高 m	堤長 m	貯水量 m ³	町	字	第4水防地区	布池	神野町	神野	5.1	333	82,000	万才池	神野町	石守	6.5	900	118,000	野々池	神野町	西条	4.0	400	120,000	第4水防地区	伝平池	神野町	石守	3.2	50	8,000	<p>【修正箇所2】 第6章 警戒を要する箇所 1 河川海岸（略） 2 要監視ため池</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水防地区名</th> <th rowspan="2">ため池名</th> <th colspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">堤高 m</th> <th rowspan="2">堤長 m</th> <th rowspan="2">貯水量 m³</th> </tr> <tr> <th>町</th> <th>字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第4水防地区</td> <td>布池</td> <td>神野町</td> <td>神野</td> <td>5.1</td> <td>333</td> <td>82,000</td> </tr> <tr> <td>万才池</td> <td>神野町</td> <td>石守</td> <td>6.5</td> <td>900</td> <td>118,000</td> </tr> <tr> <td>野々池</td> <td>神野町</td> <td>西条</td> <td>4.0</td> <td>400</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>第4水防地区</td> <td>伝平池</td> <td>神野町</td> <td>石守</td> <td>3.2</td> <td>50</td> <td>8,000</td> </tr> </tbody> </table>	水防地区名	ため池名	所在地		堤高 m	堤長 m	貯水量 m ³	町	字	第4水防地区	布池	神野町	神野	5.1	333	82,000	万才池	神野町	石守	6.5	900	118,000	野々池	神野町	西条	4.0	400	120,000	第4水防地区	伝平池	神野町	石守	3.2	50	8,000	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>																																		
水防地区名	ため池名			所在地					堤高 m	堤長 m		貯水量 m ³																																																																																															
		町	字																																																																																																								
第4水防地区	布池	神野町	神野	5.1	333	82,000																																																																																																					
	万才池	神野町	石守	6.5	900	118,000																																																																																																					
	野々池	神野町	西条	4.0	400	120,000																																																																																																					
第4水防地区	伝平池	神野町	石守	3.2	50	8,000																																																																																																					
水防地区名	ため池名	所在地		堤高 m	堤長 m	貯水量 m ³																																																																																																					
		町	字																																																																																																								
第4水防地区	布池	神野町	神野	5.1	333	82,000																																																																																																					
	万才池	神野町	石守	6.5	900	118,000																																																																																																					
	野々池	神野町	西条	4.0	400	120,000																																																																																																					
第4水防地区	伝平池	神野町	石守	3.2	50	8,000																																																																																																					

令和6年度水防計画 新旧対照表

10 ～ 11		半鐘池	神野町	西之山	3.0	30	2,000		半鐘池	神野町	西之山	3.0	30	2,000	所管課からの 意見に基づく 修正
		墓所前池	神野町	西之山	3.0	30	2,000		墓所前池	神野町	西之山	3.0	30	2,000	
第5水防地区	狐池	野口町	北野	4.4	162	23,000		第5水防地区	狐池	野口町	北野	4.4	162	23,000	
第6水防地区	新内池	平岡町	新在家	2.3	293	15,000		第6水防地区	新内池	平岡町	新在家	2.3	293	15,000	
	小池	平岡町	高畑	2.0	80	2,000			小池	平岡町	高畑	2.0	80	2,000	
	皿池	平岡町	土山	2.1	95	4,100			皿池	平岡町	土山	2.1	95	4,100	
第7水防地区	三ツ池	平岡町	一色	3.4	307	24,000		第7水防地区	三ツ池	平岡町	一色	3.4	307	24,000	
	新池	平岡町	山之上	2.3	70	5,100			新池	平岡町	山之上	2.3	70	5,100	
第9水防地区	皿池	別府町	別府	2.4	408	13,000		第9水防地区	皿池	別府町	別府	2.4	408	13,000	
第10水防地区	谷郷池	八幡町	下村	10.0	100	30,000		第10水防地区	谷郷池	八幡町	下村	10.0	100	30,000	
第11水防地区	イバラ池上池	平荘町	磐	7.6	112	19,000		第11水防地区	イバラ池上池	平荘町	磐	7.6	112	19,000	
	新池ノ下池	平荘町	磐	5.8	49	7,000			新池ノ下池	平荘町	磐	5.8	49	7,000	
	村池	平荘町	磐	2.3	37	1,000			村池	平荘町	磐	2.3	37	1,000	
	長池	平荘町	里	5.3	234	31,000			長池	平荘町	里	5.3	234	31,000	
	赤坂上池	平荘町	小畑	2.4	130	8,000			赤坂上池	平荘町	小畑	2.4	130	8,000	
	新池	平荘町	上原	7.0	40	36,000			新池	平荘町	上原	7.0	40	36,000	
	小池西池	平荘町	一本松	1.2	50	1,200			小池西池	平荘町	一本松	1.2	50	1,200	
第12水防地区	岩谷中池	上荘町	井ノ口	3.4	47	16,000		第12水防地区	岩谷中池	上荘町	井ノ口	3.4	47	16,000	
	真珠池	上荘町	井ノ口	6.2	60	15,000			真珠池	上荘町	井ノ口	6.2	60	15,000	
	<u>下池</u>	<u>上荘町</u>	<u>見土呂</u>	<u>8.0</u>	<u>89</u>	<u>47,000</u>			<u>(削除)</u>						
	<u>(追加)</u>									<u>新池</u>	<u>上荘町</u>	<u>見土呂</u>	<u>4.8</u>	<u>60</u>	<u>31,000</u>
	塔ノ池	上荘町	見土呂	9.7	77	320,000			塔ノ池	上荘町	見土呂	9.7	77	320,000	
	岩谷上池	上荘町	井ノ口	4.0	36	4,000			岩谷上池	上荘町	井ノ口	4.0	36	4,000	
	五斗池	上荘町	井ノ口	3.0	23	500			五斗池	上荘町	井ノ口	3.0	23	500	
第14水防地区	新櫃池(蓮池)	西神吉町	西村	3.0	263	25,000		第14水防地区	新櫃池(蓮池)	西神吉町	西村	3.0	263	25,000	
	横山池	西神吉町	宮前	3.0	80	7,900			横山池	西神吉町	宮前	3.0	80	7,900	
第16水防地区	<u>下峠の池</u>	<u>志方町</u>	<u>投松</u>	<u>4.1</u>	<u>67</u>	<u>5,000</u>		第16水防地区	<u>(削除)</u>						
	深池	志方町	志方町	2.8	65	2,000			深池	志方町	志方町	2.8	65	2,000	
	上二子池	志方町	志方町	4.4	306	36,000			上二子池	志方町	志方町	4.4	306	36,000	
	上の池	志方町	西飯坂	4.1	120	58,000			上の池	志方町	西飯坂	4.1	120	58,000	
	古宮奥ノ池	志方町	西飯坂	4.0	27	1,000			古宮奥ノ池	志方町	西飯坂	4.0	27	1,000	
	天神右池	志方町	西飯坂	1.0	7	1,000			天神右池	志方町	西飯坂	1.0	7	1,000	
第17水防地区	室間下の池	志方町	大沢	2.8	62	3,000		第17水防地区	室間下の池	志方町	大沢	2.8	62	3,000	
	蓮池上池	志方町	大沢	1.8	53	500			蓮池上池	志方町	大沢	1.8	53	500	
	<u>笹池</u>	<u>志方町</u>	<u>細工所</u>	<u>6.5</u>	<u>52</u>	<u>14,000</u>			<u>(削除)</u>						
	上沼池	志方町	高畑	1.6	20	1,000			上沼池	志方町	高畑	1.6	20	1,000	

令和6年度水防計画 新旧対照表

10 ～ 11	第17水防地区	下の丸池	志方町	高畑	1.7	38	1,000	所管課からの 意見に基づく 修正	
		丸池	志方町	高畑	1.5	26	1,000		
		新池	志方町	大宗	5.1	75	4,000		
		上の池	志方町	広尾	6.1	150	80,000		
		長池	志方町	広尾	4.8	254	78,000		
		六万池	志方町	畑	5.4	69	12,000		
		下岩谷池	志方町	畑	1.7	13	1,000		
		<u>(追加)</u>							
		菖蒲池(井出池)	志方町	行常	2.9	40	4,000		
		奥の池	志方町	行常	3.4	29	700		
		下大歳池	志方町	行常	3.7	37	800		
		上大歳池	志方町	行常	2.6	30	1,000		
		蓮池	志方町	行常	1.8	53	500		
		東門新池	志方町	行常	3.8	90	4,000		
		七ツヶ谷池	志方町	行常	14.1	91	126,000		
		コモ池	志方町	行常	3.7	36	700		
		池寺池	志方町	東飯坂	6.1	100	28,000		
		樋枝池	志方町	畑	9.8	141	40,000		
		小女上池	志方町	行常	3.7	29	1,000		
		白藻池	志方町	行常	3.0	55	700		
		小女西池	志方町	行常	2.5	34	1,300		
		小女中池	志方町	行常	3.3	25	900		
		奥谷池	志方町	畑	2.8	12	1,000		
	西ノ池	志方町	行常	1.3	34	1,000			
	玉田池	志方町	東中	1.2	35	900			
	第18水防地区	峠の池	志方町	横大路	3.6	135	26,000		
		古池	志方町	西山	3.0	154	8,000		
		カヤ池	志方町	西山	3.7	152	3,900		
		長池	志方町	西山	3.2	165	5,000		
		岡の池	志方町	原	4.2	137	11,000		
		大池	志方町	原	8.0	285	246,000		
		牛谷池	志方町	山中	6.8	90	16,000		
		牛谷上池	志方町	山中	5.9	105	7,000		
		堂ヶ谷新池	志方町	山中	11.0	116	43,000		
梅の池		志方町	横大路	2.6	48.0	800			
第17水防地区	下の丸池	志方町	高畑	1.7	38	1,000			
	丸池	志方町	高畑	1.5	26	1,000			
	新池	志方町	大宗	5.1	75	4,000			
	上の池	志方町	広尾	6.1	150	80,000			
	長池	志方町	広尾	4.8	254	78,000			
	六万池	志方町	畑	5.4	69	12,000			
	下岩谷池	志方町	畑	1.7	13	1,000			
	菖蒲池(河池)	志方町	行常	4.8	60	14,000			
	菖蒲池(井出池)	志方町	行常	2.9	40	4,000			
	奥の池	志方町	行常	3.4	29	700			
	下大歳池	志方町	行常	3.7	37	800			
	上大歳池	志方町	行常	2.6	30	1,000			
	蓮池	志方町	行常	1.8	53	500			
	東門新池	志方町	行常	3.8	90	4,000			
	七ツヶ谷池	志方町	行常	14.1	91	126,000			
	コモ池	志方町	行常	3.7	36	700			
	池寺池	志方町	東飯坂	6.1	100	28,000			
	樋枝池	志方町	畑	9.8	141	40,000			
	小女上池	志方町	行常	3.7	29	1,000			
	白藻池	志方町	行常	3.0	55	700			
	小女西池	志方町	行常	2.5	34	1,300			
	小女中池	志方町	行常	3.3	25	900			
	奥谷池	志方町	畑	2.8	12	1,000			
西ノ池	志方町	行常	1.3	34	1,000				
玉田池	志方町	東中	1.2	35	900				
第18水防地区	峠の池	志方町	横大路	3.6	135	26,000			
	古池	志方町	西山	3.0	154	8,000			
	カヤ池	志方町	西山	3.7	152	3,900			
	長池	志方町	西山	3.2	165	5,000			
	岡の池	志方町	原	4.2	137	11,000			
	大池	志方町	原	8.0	285	246,000			
	牛谷池	志方町	山中	6.8	90	16,000			
	牛谷上池	志方町	山中	5.9	105	7,000			
	堂ヶ谷新池	志方町	山中	11.0	116	43,000			
	梅の池	志方町	横大路	2.6	48.0	800			

令和6年度水防計画 新旧対照表

<p>19</p>	<p>【修正箇所3】 第8章 情報連絡及び水防通信 1 情報連絡 (1)～(3) (略) (4) 洪水予報 洪水予報の種類等と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>標 題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」</td> <td>「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の子報）」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき ・ <u>災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当</u> </td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき ・ <u>災害の恐れが高い状況であり、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u> </td> </tr> <tr> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） ・ <u>災害の恐れがあり、危険な場所から高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u> </td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」</td> <td>「氾濫注意情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき ・ <u>気象状況の悪化により、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u> </td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報（警報解除）」</td> <td>「氾濫注意情報（警戒情報解除）」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） </td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報解除」</td> <td>「氾濫注意情報解除」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき </td> </tr> </tbody> </table>	種類		発表基準	区分	標 題	「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の子報）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき ・ <u>災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当</u> 	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき ・ <u>災害の恐れが高い状況であり、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u> 	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） ・ <u>災害の恐れがあり、危険な場所から高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u> 	「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき ・ <u>気象状況の悪化により、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u> 	「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき 	<p>【修正箇所3】 第8章 情報連絡及び水防通信 1 情報連絡 (1)～(3) (略) (4) 洪水予報 洪水予報の種類等と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>標 題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」</td> <td>「氾濫発生情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき ・ <u>(削除)</u> </td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき </td> </tr> <tr> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） ・ <u>(削除)</u> </td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」</td> <td>「氾濫注意情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき ・ <u>(削除)</u> </td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報（警報解除）」</td> <td>「氾濫注意情報（警戒情報解除）」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） </td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報解除」</td> <td>「氾濫注意情報解除」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき </td> </tr> </tbody> </table>	種類		発表基準	区分	標 題	「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき ・ <u>(削除)</u> 	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） ・ <u>(削除)</u> 	「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき ・ <u>(削除)</u> 	「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき 	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
種類		発表基準																																											
区分	標 題																																												
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の子報）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき ・ <u>災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当</u> 																																											
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき ・ <u>災害の恐れが高い状況であり、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u> 																																											
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） ・ <u>災害の恐れがあり、危険な場所から高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u> 																																											
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき ・ <u>気象状況の悪化により、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</u> 																																											
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 																																											
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき 																																											
種類		発表基準																																											
区分	標 題																																												
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき ・ <u>(削除)</u> 																																											
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 																																											
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） ・ <u>(削除)</u> 																																											
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき ・ <u>(削除)</u> 																																											
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 																																											
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき 																																											

令和6年度水防計画 新旧対照表

19	<p><u>(追加)</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 基準地点及び基準水位</p> <p>洪水予報指定河川</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th style="color: red;">計画高水位</th> <th>氾濫開始相当水位 (参考値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加古川</td> <td>板波</td> <td>2.00</td> <td>3.50</td> <td>4.20</td> <td>5.00</td> <td>6.10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>国包</td> <td>1.50</td> <td>2.50</td> <td>4.30</td> <td>4.70</td> <td>6.76</td> <td>(7.64)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">単位m</p>	河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	氾濫開始相当水位 (参考値)	加古川	板波	2.00	3.50	4.20	5.00	6.10	—	国包	1.50	2.50	4.30	4.70	6.76	(7.64)	<p><u>(注1) 令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報として発表する。</u></p> <p><u>(注2) 堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 基準地点及び基準水位</p> <p>洪水予報指定河川</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th style="color: red;">氾濫する可能性のある水位</th> <th>氾濫開始相当水位 (参考値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加古川</td> <td>板波</td> <td>2.00</td> <td>3.50</td> <td>4.20</td> <td>5.00</td> <td>6.10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>国包</td> <td>1.50</td> <td>2.50</td> <td>4.30</td> <td>4.70</td> <td>6.76</td> <td>(7.64)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">単位m</p>	河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位	氾濫開始相当水位 (参考値)	加古川	板波	2.00	3.50	4.20	5.00	6.10	—	国包	1.50	2.50	4.30	4.70	6.76	(7.64)	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	氾濫開始相当水位 (参考値)																																										
加古川	板波	2.00	3.50	4.20	5.00	6.10	—																																										
	国包	1.50	2.50	4.30	4.70	6.76	(7.64)																																										
河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位	氾濫開始相当水位 (参考値)																																										
加古川	板波	2.00	3.50	4.20	5.00	6.10	—																																										
	国包	1.50	2.50	4.30	4.70	6.76	(7.64)																																										

加古川市の防災に関する取り組みについて

1 災害対応状況について

(1) 令和6年能登半島地震に関する対応

被災地での支援活動 累計 67名 ※令和6年7月12日時点

1. 緊急消防援助隊（加古川市消防本部より派遣） 50名（石川県輪島市）
総務省消防庁長官からの出動指示を受け、県下24消防本部から構成された緊急消防援助隊兵庫県大隊として出動し、消防・救助・救急活動に従事した。
2. 避難所運営支援 2名（石川県珠洲市）
関西広域連合による支援として兵庫県の担当する珠洲市に職員を派遣し、兵庫県支援本部において避難所運営支援に従事した。
3. 義援金等事務支援 2名（石川県珠洲市）
兵庫県を通じて珠洲市から支援要請があり、義援金等事務の支援に従事した。
4. 家屋被害調査支援 2名（石川県珠洲市）
関西広域連合による支援として、兵庫県の担当する珠洲市に家屋被害認定士の資格を持つ職員を派遣し、家屋被害調査に従事した。
5. 給水活動支援 8名（石川県穴水町）
日本水道協会からの要請を受け、給水タンク車を派遣し、給水活動の支援に従事した。
派遣人数：8名 活動場所：石川県穴水町
6. 公費解体事務支援 2名（石川県七尾市）
環境省を通じて七尾市からの派遣要請があり、公費解体等事務の支援に従事した。

(2) 降雹による被害に関する対応

4月16日（火）午後8時頃に降雹が発生した。大きいもので直径5センチ程度あり、特に加古川町、野口町、平岡町、尾上町、別府町など南部地域中心に被害が発生した。

被害状況

人的被害 2件（いずれも軽傷）

物的被害 多数（住民のカーポート屋根、住家の樋、窓ガラス破損、自家用車等のへこみ等）

特設窓口及びコールセンターの設置

特設窓口（新館1階ロビー） 4月17日（水）～5月10日（金）

コールセンター 4月17日（水）～5月31日（金）

相談・申請件数(5月31日時点)

相談件数	・特設窓口	2,131件
	・コールセンター	2,178件
申請件数	・罹災証明書	910件
	・被災届出証明書	1,167件
	うちオンライン申請	250件

2 市民への自助、共助の推進に関する取組について

(1) 防災出前講座の実施

防災に関する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図ることを目的に、自主防災組織などに対して、加古川市総合防災マップや画像等を活用し、市が行う防災対策や、各個人・家庭のできる災害の備えなどについて防災出前講座を実施した。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	36回	27回	89回	85回	92回
対象人数	2,896人	845人	4,820人	4,688人	6,827人

(2) 自主防災組織・防災士資格取得の補助制度

自主防災組織が資機材の購入や防災訓練、講習会等の防災活動に要した経費及び地域で防災活動を行う意欲のある防災士が資格取得に要した経費の一部に対し補助金を交付した。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自主防災組織活性化事業補助件数	36件	22件	39件	31件	28件
防災士育成事業補助件数	2件	4件	2件	3件	5件

(3) 災害時要配慮者への取組

避難行動要支援者への避難支援

避難行動要支援者に対して名簿情報の提供に係る意思確認を行い、情報提供同意者の名簿及び個別避難支援計画を避難支援等関係者（町内会等）へ提供するとともに、避難行動要支援者支援制度について啓発を行った。

防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業の実施

避難行動要支援者のうち、特に避難に支援を要する者に対し、本市福祉部局及びケアマネジャー等福祉専門職と連携し、個別避難計画を作成した。また、中津町内会で個別避難計画の作成及び要支援者も交えた避難訓練を併せて実施した。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作成件数	21件	19件	44件

福祉避難所に関する取組の推進

令和4年度に「加古川市福祉避難所設置基準及び運営マニュアル」を作成し、福祉避難所に関する協定を締結している施設に対し説明会を実施した。令和5年度には、作成したマニュアルの検証を行うため、市と施設が連携し福祉避難所開設訓練を実施した。

3 公助に関する取組について

(1) 各種訓練の実施

1. 加古川市総合防災訓練

令和5年11月5日（日）に市役所前広場で35機関220名による訓練を実施し、約800名にご来場いただいた。

要配慮者を交えた避難訓練や、被害状況調査などの応急対応訓練のほか、障害物除去訓練、ライフライン復旧訓練など、大規模な地震の発生を想定した総合的な訓練を市民及び防災関係機関と連携して実施した。

令和6年度は10月27日（日）に市役所前広場で実施する。

2. 職員向け防災研修及び訓練

職員の災害対応力向上のため、以下訓練を実施する。

項目	内容	参加者数
新規採用職員研修	防災の基礎知識、災害対応の基礎	60人
若手職員対象 水防訓練	災害対応の基礎、水防訓練（土のう作成、改良積み土のう工法等）	45人
災害時職員対応訓練	避難所開設訓練、災害対策本部設置訓練、地区支部参集訓練等、職員参集確認訓練	1,649人 (延べ人数)
幹部職員研修	他自治体職員による災害対応経験や教訓	104人
防災機器操作訓練	危機管理情報端末の操作訓練、IP無線通信訓練（月次実施）	-

(2) 災害備蓄の拡充

能登半島地震を受けて、令和6年度に以下の備蓄物資を拡充する。

項目	個数	区分	項目	個数	区分
避難所テント	100個	追加	毛布	200個	追加
瞬間冷却剤	10,800個	新規	携帯トイレセット	177,500個	追加
ウェットティッシュ (衛生対策用)	37,200個	新規	ウェットタオル (入浴の代替用)	37,200個	新規
2WAY式発電機(カセットボンベ、ガソリン)	72個	追加	カイロ	10,800個	新規

※現備蓄品については、参考資料6参照。

4 その他お知らせについて

加古川市防災ポータルサイト

災害時のさまざまな情報をひとつに集約した「加古川市防災ポータル」を令和5年6月1日に開設し、運用しています。平常時には災害に関する備えの情報を「自助」「共助」「公助」に分けて確認できます。災害時には避難所情報や雨量などの情報を一元的に確認できます。



備蓄品一覧表

区分	No.	品名	規格等	数量
救出・救護	1	バール	直径25mm、全長1200mm	110
	2	スコップ	剣先型、全長980mm	95
		スコップ	角型	95
	3	鋸(片刃)	360mm	107
	4	ハンマー	10ポンド型	109
	5	ボルトクリッパー	全長1050mm	22
	6	斧	全長910mm	59
	7	救助工具セット	ハンマー、鋸、スコップ他	8
	8	緊急用簡易担架	1800×730mm、3.5kg	20
	9	エア式救助器具	フェルミファイバリングセット	11
	10	投光機一式	ハロゲン式	23
		投光機一式	パルーン式	11
	11	懐中電灯	電池式	830
	12	ヘルメット	市章入り	280
	13	ヘッドランプ	ヘルメット用	52
	14	工具箱	ドライバー、金槌、ペンチ、モンシロ	19
	15	軍手		3,020
	16	応急処置セット	救急箱20人用	105
	17	2連はしご	全長4.44m	10
18	担架	4つ折式	11	
19	簡易テント	3.0m×4.5m	9	
情報伝達	20	トランジスタメガホン	10w	8
初期消火	21	バケツ	13ℓ	129
避難支援	22	折畳み式リヤカー	L1660×W870×H750mm	2
避難所運営	23	発電機	ガソリン式発電機	24
		発電機	ガス式発電機	11
	24	簡易トイレ	L450×W360×H405mm	393
		"(学校)		400
	25	トイレ便袋セット	汚物処理袋等の処理セット	94,840
"(学校)			80,000	

区分	No.	品名	規格等	数量	
避難所運営	26	トイレテント	L1000×W1000×H1800mm	47	
		"(学校)		400	
	27	コードリール	30m	28	
	28	保存食		111,000	
	29	カセットコンロ	L254×W341×H97mm	160	
	30	七輪	直径29cm	50	
	31	木炭	kg	194	
	32	鍋	直径26cm	180	
	33	紙皿・紙コップ・箸	200人分セット	9	
	34	真空パックタオル	枚	200	
	35	毛布		11,400	
		"(学校)		24,000	
	36	畳マット	900×900×厚さ15mm(枚)	410	
		"(学校)	900×900×厚さ15mm(枚)	2,220	
	37	紙おむつ	こども用(枚)	7,026	
			大人用(枚)	2,728	
	38	紙パンツ	こども用(枚)	3,730	
	39	生理用品	(枚)	38,770	
	40	石油ストーブ		10	
	41	避難所間仕切り	W270×D270×H180	54	
	42	避難所簡易間仕切り		500	
	43	段ボールベッド		171	
	44	簡易スチールベッド		232	
	45	粉ミルク	1箱(13g×10本)	360	
	46	液体ミルク	内容量240ml	168	
	47	保存用飲料水	内容量500ml	6,912	
	48	養生テープ		440	
	49	段ボール間仕切り	W1,150×H1,750×8枚(蛇腹式)	1,560	
	感染症対策	50	非接触式体温計		110
		51	アクリル板		330
		52	感染防護服	1箱(50着)	2,750
	53	ゴム手袋	1箱(100枚)	5,500	
	水防活動	54	つるはし(柄付)	寸法600mm 3kg 両つるはし	99
		55	救助ロープ(クモク)	直径12mm、20m巻き	105
		56	ブルーシート	3.6m×5.4m	3,563
		57	ブルーシート(学校)	3.6m×5.4m	8,800